

マイナ保険証をお持ちでない人などへ

「資格確認書」を交付します

「資格確認書」とは

マイナンバーカードの被保険者証（保険証）利用の申し込みをしていない人などの被保険者資格を確認するためのものです。

従来の保険証と同様に、医療機関の窓口で提示することで、引き続き保険診療を受けることができます。

※令和6年12月2日から保険証は発行されなくなり、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードを持っていない人に、「資格確認書」を交付します。

資格確認書（イメージ）

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号			(枝番)
氏名	性別			
生年月日	年	月	日	負担割合
適用開始年月日	年	月	日	割
交付年月日	年	月	日	
世帯主氏名				
住所				
保険者番号				
交付者名				印

「資格確認書」の有効期限

- 令和9年7月31日までとなります。有効期限までに改めて「資格確認書」等を交付します。
- 令和9年7月31日までに75歳を迎える人は、誕生日の前日までとなります。
→後期高齢者医療保険に移行するため、国保年金医療給付課より「資格確認書」等を交付します。
- 令和9年7月1日までに70歳を迎える人は誕生月の末日まで、各月1日生まれの人には誕生日の前日までとなります。
例) 昭和31年10月2日生まれの人には令和8年10月31日まで、昭和31年10月1日生まれの人には令和8年9月30日までです。
→負担割合が変更となる場合があるため、改めて「資格確認書」等を交付します。

「資格確認書」を交付する人

- ・マイナンバーカードを持っていない人
- ・マイナンバーカードを持っているが、保険証利用の申し込みをしていない人
- ・マイナンバーカードの保険証利用の登録を解除した人
- ・マイナンバーカードの電子証明書の更新をしなかった人
- ・マイナンバーカードを返納した人
- ・マイナ保険証を持っているが、高齢や障害などによりマイナ保険証による受診が難しい人
(申請が必要です。)

他の健康保険資格を取得した時は、必ず国保資格喪失手続きをお願いします。

国保資格喪失の手続きが遅れると、国保税が他の健康保険料と重複して請求されます。

他の健康保険資格を取得した後に、国保の「資格確認書」等で医療機関を受診した際は、その医療費を全額返していただくことになります。

お問い合わせ先 瀬戸内市役所 国保年金医療給付課

TEL : 0869-22-1790 FAX : 0869-22-3973